

産業構造審議会 保安分科会 ガス安全小委員会 ガスシステム改革保安対策ワーキンググループ（第5回） - 議事要旨

日時：平成28年4月26日（火曜日）10時00分～12時00分

場所：経済産業省別館9階944各省庁共用会議室

出席者

座長

倉淵座長

委員

赤穂委員、久本委員、三浦委員、吉川委員

専門委員

内倉専門委員、金子専門委員、杉森専門委員、早田専門委員

事務局

三木大臣官房審議官（産業保安担当）、大本ガス安全室長、藤本ガス市場整備課長 他

議題

1. ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドラインについて
2. ガス小売事業者が作成する保安業務規程について
3. ガス安全高度化計画の見直しについて
4. その他

議事概要

各議題の審議状況、委員の発言は以下の通り。

経済産業省より平成28年度熊本地震における都市ガスの復旧状況について、一般社団法人日本ガス協会金子専門委員より一般ガス事業者の対応状況についてそれぞれ説明があった後、委員より次の意見があった。

- 都市ガスの小売自由化後の保安体制に関し、今回の熊本地震を踏まえ早くガイドラインを定め、早期に周知、訓練等を行うことが重要。
- 都市ガスの復旧は水道や電気の復旧と違い、安全に開栓作業等を行うのに時間がかかる。このことについて、理解を求めるような広報を行った方がよいのではないか。また、今回の地震による都市ガスの復旧作業のうち、計画どおり行われたものや、そうでなかったものがあれば、事後検証をしっかりと行っていただきたい。

（1）ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドラインについて

事務局より資料2を説明した後、委員より次の意見があった。

- 需要家に対する緊急保安受付窓口の周知に関し、事務局資料の周知例では、電話番号が多すぎて具体的にどこにかければいいのかかわからない。そのため、問い合わせ内容ごとに適切な番号をわかりやすく周知できるよう工夫した方がよいのではないか。また、需要家がガス漏れの通報を行った際、誤って小売業者に連絡してしまった場合において、本来の窓口である導管事業者の10桁の電話番号を教えても混乱してその番号を的確に把握できない可能性があることから、導管事業者に電話を転送した方がよいのではないか。
- 需要家に対する緊急保安受付窓口の周知に関し、事案による問い合わせ先を色で識別できるような一覧性のあるシール等で行うなど、需要家目線で対策を講じることが必要ではないか。また、大規模災害時における広報に関し、需要家がガス事業者のホームページにアクセスして情報を入手しようとしても使いにくいことがあるので、需要家目線で使いやすく工夫する必要があるのではないか。また、大規模災害時における小売事業者が行う閉開栓作業等に関しては、普段行わない作業であるのでしっかりと教育を行っていただくことが重要。今回のガイドライン（案）に関して、熊本地震の教訓を生かした内容にしていただきたい。

- 今回のガイドライン（案）について、最低限事業者が遵守するものであるため、更により良いものに作り込んでいただきたい。また、需要家のうち、小売事業者と導管事業者の違いを正しく理解できている人は必ずしも多くはないので、新規参入する小売事業者は保安水準を下げることがないように教育や訓練等をしっかりしていただきたい。
- 座長より、委員から御意見等をいただいたので、これらを踏まえ事務局におかれては引き続き御検討をよろしくお願ひしたい旨発言があった。

(2) ガス小売事業者が作成する保安業務規程について

事務局より資料3を説明した後、委員より次の意見があった。

- 国としてモデル保安業務規程を逐条単位で示すことは、小売事業者側にとって必要なことであり、またそれを審査する国側にとってもチェックしやすいので是非具体的に提示した方がよい。
- 国としてモデル保安業務規程を逐条単位で示すことは必要である。また、その規程をしっかり遵守していることを立入検査による確認や、導管事業者側でもチェックできるようにすることが望ましいのではないかと。
- 保安業務監督者、保安統括者及び保安主任者の各役割分担やその資格要件等について分かりにくいので、その内容についてもう一度見直していただきたい。また、モデル保安業務規程について、小売事業者が保安業務規程を作ることより、遵守することに労力を割いていただきたいので、逐条単位で示すことは必要。
- 国としてモデル保安業務規程を逐条単位で示すことは必要であるが、それをいかに遵守させるかということが一番重要。また、地域特性等を考慮し、各小売事業者が創意工夫により独自に行う保安上の措置について積極的に追記できるような仕組みにしていきたい。また、国による立入検査等もしっかりやっていただきたい。
- 座長より、委員から御意見等をいただいたので、これらを踏まえ事務局におかれては引き続き御検討をよろしくお願ひしたい旨発言があった。

(3) ガス安全高度化計画の見直しについて

事務局より資料4について説明した後、座長より、今回の見直し案について大きな方向性が得られた旨の発言があった。

(4) その他

三木審議官より、本日いただいた御意見を踏まえ、ガイドラインや保安業務規程の内容について見直しを行う旨の発言があった。なお、今回のWGでは、今回の熊本地震の対応等を踏まえ、更に御議論いただきたい旨の発言があった。また、事務局より、本日の議事要旨は事務局で作成しホームページ上で公開すること、議事録は委員に御確認いただいた後に公開する旨説明。

以上

関連リンク

[ガスシステム改革保安対策ワーキンググループの開催状況](#)

お問合せ先

商務流通保安グループ ガス安全室